

福島県農林水産部現場技術業務実施要領

第1 目的

この要領は、福島県農林水産部が実施する原子力被災12市町村を含む地域の農業農村整備事業の工事の設計、監督、関係機関等との協議及び、事業実施に関する業務の一部を建設コンサルタント等に行わせる、現場技術業務（以下「業務」という。）を実施する場合に必要な事項を定めることにより、適正かつ効率的な事業の執行と公共工事の品質確保及び事業促進に資することを目的とする。

第2 現場技術業務の内容

現場技術業務は、以下に掲げる（1）又（2）の型式により実施するものとする。

1 監督支援型

監督支援型を実施できる業務内容は、原則として、当該事業の業務量の実情を踏まえ、工事の適正な執行の確保が困難である場合、特に品質確保の観点から監督体制を強化することが適当と認められる場合及び農林事務所等の業務をより効率的に実施する場合に、次に掲げる事項に関する補助的作業とする。

（1）設計に関する業務

- ア 設計及び工事の積算に関する資料等の作成
- イ その他上記に準ずる事項

（2）監督に関する業務

- ア 施工計画の検討
- イ 工程管理の点検
- ウ 出来形管理及び品質管理の確認
- エ 緊急を要する設計及び設計変更に関する調査及び資料等の作成
- オ 工事施工に関する資料等の作成
- カ 工事施工に関する立会、観察、測定等
- キ 工事の安全確保及び事故報告
- ク 工事現場発生品の確認
- ケ 工事受注者に対する支給品等の確認
- コ その他上記に準ずる事項

（3）関係機関等との協議に関する業務

- ア 関係機関等との協議に関する資料等の作成
- イ その他上記に準ずる事項

（4）事業実施に関する業務

- ア 事業実施に関する資料等の作成
- イ その他上記に準ずる事項

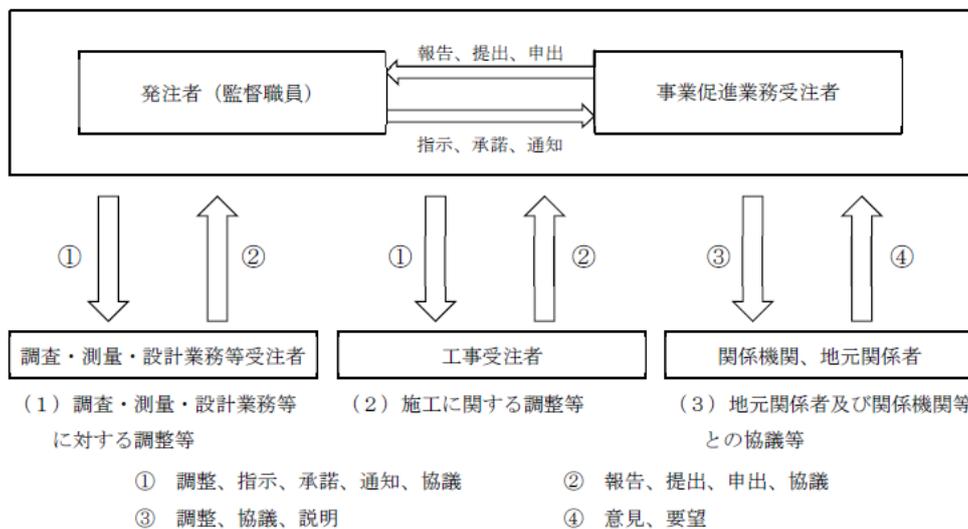
2 事業促進型

事業促進型は、原則として、当該事業の業務量の実情を踏まえ、適正な工事執行及び品質確保を図る観点から、業務の実施体制を強化することが適当と認められる場合、前項に掲げる事項に加え、事業促進に資するために次に掲げる事項について、発注者と受注者が連携し、一体となって実施するものとする。

- (1) 調査・測量・設計業務に対する調整等
 - ア 業務方針等の調整
 - イ 工程の把握及び調整
 - ウ 調査・測量・設計業務等の助言
 - エ 調査・測量・設計業務等の協議等
 - オ 調査・測量・設計業務成果内容の確認
 - カ 調査・測量・設計業務等の検査資料確認
 - キ その他上記に準ずる事項
- (2) 工事に関する調整等
 - ア 施工方針等の調整
 - イ 工程の把握及び調整
 - ウ 工事の助言
 - エ 工事の協議等
 - オ 施工状況の確認
 - カ 出来形管理及び品質管理の確認
 - キ 工事の検査資料確認
 - ク その他上記に準ずる事項
- (3) 地元関係者及び関係機関等との協議等
 - ア 調査・測量・設計業務等の立入に関する地元説明
 - イ 調査・測量・設計業務等に関する地元関係者との調整・協議
 - ウ 調査・測量・設計業務等に関する関係機関等との調整・協議
 - エ 工事に関する地元関係者との調整・協議
 - オ 工事に関する関係機関との調整・協議
 - カ 調整・協議に必要な資料の作成
 - キ その他上記に準ずる事項

2-1 事業促進型の実施体制

発注者と受注者が連携し、一体となって前項に掲げる業務内容を実施する。
 なお、業務に関する最終判断については、発注者の権限とする。



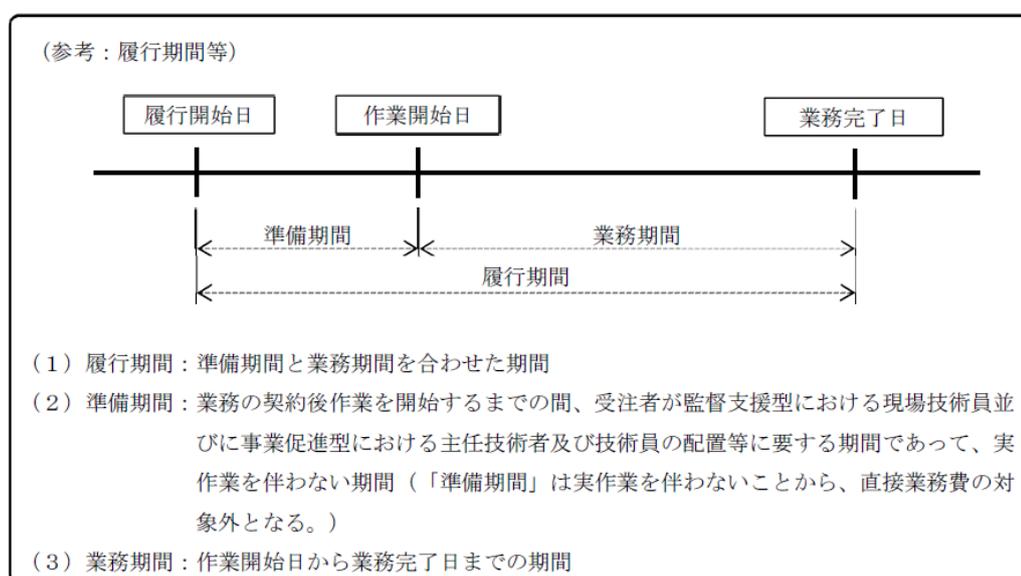
第3 履行期間等

1 監督支援型

履行期間は、業務内容を十分に検討のうえ設定するとともに、必要最小限にとどめるものとする。

2 事業促進型

調査・測量・設計に関する調整、施工に関する調整に必要な工期を確保する他、地元関係者及び関係行政機関との協議等に係る調整の工程等、業務内容を十分に検討のうえ適切な履行期間を設定するとともに、必要最小限にとどめるものとする。また、作業開始日については、当該業務の配置人員の規模等や、技術提案書の内容を踏まえ、適切な準備期間を確保した上で設定する。



第4 調査・測量・設計業務等受注者及び工事受注者への通知

1 監督支援型

工事の監督員の補助的業務を行わせる場合は、工事受注者に対して、建設コンサルタント等が監督員の補助的業務を行うこと及びその権限等を明らかにするものとする。

2 事業促進型

調査・測量・設計業務及び工事に関する調整等を対象とする場合は、調査・測量・設計業務等受注者及び工事受注者に対して、受注者が監督・監理を行うこと及びその権限等について明らかにするものとする。

第5 技術者の職種等

1 監督支援型

(1) 管理技術者

管理技術者の職種は、技師Aとし、監督員と月1回以上打合せを行うものとする。また、管理技術者は以下の内容等につき、現場技術員の業務内容を総括する。

ア 自らの農業土木技術に関する知見や実務経験等と受注者の組織的マネジメントを駆使し、業務内容を実施する。

イ 監督員からの指示等を受け、業務内容を実施する。

(2) 現場技術員

ア 現場技術員が行う業務内容の主体が次に掲げる場合にあつては、技術者の区分を「現場技術員(C)」とし、職種は技術員とする。

(ア) 設計に関する業務

設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務

(イ) 監督に関する業務

a 工事の契約図書で実施方法、規格等の基準が定められている出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務

b 管理技術者を通じた工事の監督員と施工業者及び地元関係者等との連絡業務(緊急の場合等を除く)

c 工事検査に必要な資料の作成に関する業務

(ウ) 関係機関等との協議に関する業務

基礎的資料の作成に関する業務

(エ) 事業実施に関する業務

基礎的資料の作成に関する業務

イ 現場技術員が行う業務内容の主体が前アのほか、次に掲げる場合にあつては、技術者の区分を「現場技術員(B)」とし、職種は、技師Cとする。

(ア) 設計に関する業務

a 設計及び工事の積算に必要な現場条件等の調査に関する業務

b 経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務

(イ) 監督に関する業務

a 工事契約の変更及び地元関係者等との協議に関する資料の作成業務

b 経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務

(ウ) 関係機関等との協議に関する業務

経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務

(エ) 事業実施に関する業務

経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務

ウ 現場技術員が行う業務内容の主体が特に高度な技術を要する場合にあつては、技術者の区分を「現場技術員(A)」とし、職種は技師B等、業務内容に合った職種とする。

2 事業促進型

(1) 管理技術者

管理技術者の職種は、主任技師とし、監督員と月1回以上打合せを行うものとする。

管理技術者は、監督員からの指示を受け、自らの農業土木技術に関する知見や実務経験等と受注者の組織的マネジメント能力を駆使し、主任技術者及び技術員を総括しつつ、第2の2に示す事項を実施する。

(2) 主任技術者

主任技術者の職種は、技師Aを基本とする。

主任技術者は、管理技術者のもと、当該業務の主担当として従事する者であり、「調査・測量・設計」、「施工」等の分野ごとに配置（業務の内容に応じて適宜分野を選択）する。

なお、技術者の配置にあたっては、事業実施に係る年間スケジュール等を踏まえ、分野ごとの従事期間の指定を可能とする。

(3) 技術員

技術員の職種は、技術員を基本とし、監督支援型の業務を実施する場合は第5の1(2)によるものとする。

技術員は、管理技術者及び主任技術者のもと業務を担当する者であり、主任技術者の補助作業を担当する。

第6 積算基準

業務費の積算は、「福島県農林水産部現場技術業務の価格積算基準」によるものとする。

附則 この要領は令和 5年 2月 1日から適用する。